

(仮称) 八代市協働のまちづくり推進条例骨子 (案)

(中 間 報 告)

平成29年6月1日

八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会
八代市協働の推進に関する条例制定庁内プロジェクトチーム
八代市 市民環境部 市民活動政策課

条例骨子（案）の概要

（１）八代市が目指す条例とは

市民と行政が協働のまちづくりに取り組む基本原則を定めるとともに、地域が抱える課題などに対し、誰がどのような役割を担って、どのような方法で取り組んでいくかを明らかにしたもので、市民のまちづくりへの参画に力点を置いた条例です。
（※市民参加型条例）

（２）骨子（案）の構成

市民の皆さんと市との協働のまちづくりを推進するため、協働のまちづくりの基本的な考え方やまちづくりの主体となる市民等と市などの役割、協働のまちづくりを推進するための仕組みなどの基本となるルールを定めたものです。

協働のまちづくりの基本原則、まちづくりの主体となる市民や市の役割、市民参加による協働の推進のための仕組みなどについて明らかにするとともに、地域自治組織である自治会及び地域協議会の役割や市との協働を明記するとともに、市民活動の推進による市民主体のまちづくりについて定めます。

（３）誰にでも分かり易く、なじみやすい文章

条例は、その趣旨から全ての市民等が容易に理解できるものであることが必要です。これまでの条例とは異なり、難解な行政用語の類はなるべく使用せず、平易な言葉を用い、文体を「です。ます。」調の口語体として、誰にでも分かりやすく、なじみやすい文章としました。

（他自治体の事例）

- ・ 君津市市民協働のまちづくり条例（平成 21 年 1 月 1 日施行）
- ・ 鈴鹿市まちづくり基本条例（平成 24 年 12 月 1 日施行）
- ・ 長崎市よかまちづくり基本条例（平成 27 年 12 月 1 日施行）

（４）前文を設ける

八代市の現状や課題、目指すまちづくりの姿と条例制定の趣旨を明らかにし、市民等に良く理解していただけるように前文を置くことにしました。

（本市他条例の事例）

- ・ 八代市男女共同参画推進条例（平成 17 年 8 月 1 日施行）
- ・ 八代市環境基本条例（平成 17 年 8 月 1 日施行）
- ・ 八代市商工業振興基本条例（平成 21 年 6 月 22 日施行）

条例の構成

前 文

第1章 総 則

- 目 的** …本条例の目的を定めます。
- 定 義** …本条例中の各用語の定義を定めます。
- 基本原則** …市民と市が協働のまちづくりを進めていくための基本的なルールについて定めます。

第2章 市民の役割

- 市民の役割** …市民のまちづくりを担う役割を定めます。

第3章 市の役割

- 市の役割** …市がまちづくりに果たす役割を定めます。
- 市職員の意識及び参加促進** …協働のまちづくりを進めるための市職員の意識改革及び、まちづくり活動への参加について定めます。

第4章 協働の推進

- 情報の共有** …市民等と市が互いに情報を発信し、共有することについて定めます。
- 市民参加の対象** …市政に市民参加できる対象範囲について定めます。
- 市民参加の方法** …市政に市民参加する方法について定めます。
- 市民参加の公表** …市民参加を実施する場合の市の公表について定めます。
- 人材育成** …まちづくりを担う人材の育成について定めます。

第5章 地域自治の推進

- 地域自治の推進** …地域自治の定義、その重要性などについて定めます。
- 自治会** …自治会（町内会、区会等）の定義、市民参加及び運営について定めます。
- 地域協議会** …地域協議会の定義と市民参加について定めます。
- 地域協議会の役割** …地域協議会の役割について定めます。
- 地域協議会等との協働** …市が行う地域協議会等への役割について定めます。
- 事業者の役割** …事業者の地域における役割を定めます。

第6章 市民活動の推進

- 市民活動団体の役割** …市民活動団体の定義と役割について定めます。
- 市民活動団体との協働** …市が行う市民活動団体への役割について定めます。

第7章 雑則

- 条例の見直し** …条例の見直しについて定めます。
- 委 任** …条例の施行に関し必要な事項の委任について定めます。

前 文

八代市は、広大な八代平野をはじめ緑豊かな九州山地、豊穡の八代海など恵まれた自然に囲まれ、人と人のつながりを大切にし、互いに助け合いながら温もりある地域コミュニティが息づくまちづくりを進めてきました。

しかし、近年の少子化による人口減少、核家族化の進行による生活様式の多様化といった社会環境の変化は、まちづくりへの関心や地域の連帯感の希薄化を招き、地域コミュニティの果たす機能までも衰退させつつあります。

そのため、私たちは自ら考え行動する住民自治によるまちづくりに取り組み、そして地域協議会など同じ志を持った市民が市と一緒に課題解決への歩みを今はじめたところです。

これからは、このまちに暮らす私たち一人ひとりが、まちづくり活動の主体としての役割を自覚し、地域や市政に関心を持ち積極的に参画することが求められています。また、市も市民に開かれた市政運営を行い、連携・協力していくことが望まれています。

このような認識の下、市民と市が対等の立場で話し合い、互いが自主・自律的な考えのもと共に行動するという協働のまちづくりが必要とされています。

ここに、市民と市がそれぞれの役割を担い、共にまちづくりを進めていく仕組みを明らかにし、私たちの願いである安全で安心して暮らせる、誰もが幸せを感じ住み続けたいと思えるまちを実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

この条例の目的を定めたものです。目的規定は、条例制定の目的を簡潔に表現したものであり、条例全体の解釈、運用の方針となるものです。

この条例は、まちづくりのための市民等と市の役割を明らかにし、市民参加と協働を進めるための基本的な事項を定めることで、市民等と市が力を合わせて安らぎと活力のある地域社会を築いていくことを目的とします。

【解説】

この条例では、市民や地域自治組織、市民活動団体、そして行政といった本市のまちづくりに携わる様々な主体が、それぞれの特性を生かし、協力・連携して公益の増進を図るための役割などについて定めています。

また、情報共有や市民参加の方法など市民等と市が共にまちづくりを進めて行く上での基本的なルールを定めることで、本市が目指す将来像である「安らぎと活力のある地域社会」の実現を図ることを目的としています。

(定義)

この条例で使用している用語の意味を説明しています。この条例の解釈にあたり、重要となる用語として「市民」、「市民等」、「事業者」、「地域コミュニティ」、「市民参加」、「協働」、「まちづくり」の7つの用語を掲げ定義しています。

この条例の中で、主に使われる用語の意味を表しています。

- (1) **市民** 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいいます。
- (2) **市民等** 市民並びに市内で活動する個人及び法人その他の団体をいいます。
- (3) **事業者** 市内で営利を目的に事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (4) **地域コミュニティ** 住民同士のつながりが保たれる一定の区域において、市民等がお互いに交流し、地域の課題解決等に取り組む社会をいいます。
- (5) **市民参加** 市が行う政策及び計画の立案から実施及び評価などの各過程に、市民等が自らの意思及び判断により参加することをいいます。
- (6) **協働** 市民等と市が、より良い地域をつくりあげていくため、お互いが対等な立場で、知恵を出し合い、力を合わせて活動することをいいます。
- (7) **まちづくり** 住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組み及び活動をいいます。

【解説】

(1) **市民** 市内に居住する人のほか、市内に通勤や通学する人も含めて「市民」としています。市民の範囲を広げることによって、本市に関わりのある幅広い人々が協働のまちづくりの担い手となることにより、様々な地域課題の解決を可能とすることが期待されます。

(2) **市民等** (1)に定める市民のほか、市内で地域活動及び市民活動等、様々な活動を行っている個人や団体をいい、自治会、地域協議会、NPO、ボランティア団体等が該当します。

(3) **事業者** 営利を目的に活動する企業や個人で事業を営む人等のことをいいます。

(4) **地域コミュニティ** 同じ地域で生活し住民相互のつながりが保たれるあまり広すぎない一定の区域（町内、区内、校区等）において、地域住民が、相互に交流を行いながら、地域の事柄に取り組んでいる地域社会をいいます。

(5) **市民参加** 市が行う政策及び計画の立案から実施及び評価などの各過程において、意見や提案を行うことや具体的な行動を通じて、市民等が自分の意志・判断により参加することをいいます。

立案・・・市がまちづくりに関する重要な条例や計画などを作ったりする場合、市民が第4章の協働の推進の中に定める市民参加の対象及び方法に参加し、意見や提案を行うことです。

実施・・・立案への参加により作成された条例や計画等を市が実施していく中で、市民も条例や計画等に従い行動し、市と共に取組みを進めて行くことです。

評価・・・市がまちづくりに関する重要な条例や計画などについて評価や変更を行ったりする場合、第4章の協働の推進の中に定める市民参加の対象及び方法に参加し、意見や提案を行うことです。

(6) **協働** 協働とは、目的ではなく、目標を達成するための手段であり、市民等と市など、それぞれの主体が、相互の信頼と理解に立って、よりよい地域をつくりあげていくという共通する目標に向かって、対等な立場で、知恵を出し合い協力していくことです。

(7) **まちづくり** まちづくりとは市民のみなさんが安全安心で快適に暮らせるための防犯・防災活動をはじめとして、地域を活性化する活動、共に学びあう教育活動、文化や歴史を伝承する文化活動、地域内住民や他の地域と交流する活動、環境保全・環境美化活動、地域福祉活動など「住み良い豊かな地域社会」をつくるための取組み及び活動をいいます。

(基本原則)

この条例の基本原則を定めたものです。市民等と市が協働のまちづくりを進めていくための大事なルールを掲げています。

市民等と市は、次の原則を基本として、協働のまちづくりを進めていきます。

- (1) お互いが、まちづくりの主体であることを自覚し、自ら考え行動する住民自治によるまちづくりを推進します。
- (2) お互いが、対等なパートナーであることを認識し、それぞれの特性や得意分野を生かし、連携、協力します。
- (3) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有します。
- (4) 市は、市民等が自発的に行う、生活と地域社会への貢献を目的とした活動を尊重します。

【解説】

(1) 協働においては、そのための基本として互いに自発的に自分自身で考え、行動するという自主・自律の考えが大切です。

お互いが依存や慣例等に陥ることなく、まちづくりの主体として自立してそれぞれの力を発揮し合うとともに、お互いに決まりごとを守って自主的に行動することが重要です。

また、八代市では平成19年9月に「住民自治によるまちづくり基本指針」を策定し、その後「住民自治による行動計画前期計画・後期計画」を策定するなど、市民と行政が一体となった市民主体のまちづくりを進めています。「地域で考え、地域で行動するまちづくり」のビジョンを目標に、地域の構成員である市民、自治会や地域協議会、ボランティア団体等の市民活動団体、企業等と行政が、それぞれの得意分野で力を発揮し、役割を担い、安全安心な地域づくりを目指す必要があります。

(2) 市民等と市では特性や役割が異なることをお互いが理解する必要があるため、そのためにはお互いが十分に対話して、信頼関係を築くとともに、役割を分担し、お互いの欠点を補い合って協働を進める事が大切です。

このような協働のまちづくりを進めるためには、双方が対等な関係であることが重要であり、まちづくりを担うパートナーとして認識することが必要です。

市は、市民等の自主性を十分に尊重し、過度な干渉や一方的なルールの押し付けがないよう、注意しなければなりません。

市民等は、市からの支援に依存することなく、自立して、それぞれの得意分野を活かしながら積極的にまちづくりを行っていかねばいけません。

(3) 市民等と市が連携・協力し協働のまちづくりを推進するためには、まちづくりに関するお互いの情報を公開し、共有するとともに、その取り組み内容の透明性を高めることが大切です。また、お互いが持っているまちづくりの現状と課題に対する認識や課題解決の方向性等、まちづくりに関する情報を共有することが大切です。

(4) 公共的課題に対して、弾力的・機動的に対応できるなど、市民活動の持つ長所を生かすことが大切です。そのため、市は市民等が自発的に行う、生活の向上と地域社会への貢献を目的とした活動（市民活動）を尊重することが重要です。

第2章 市民の役割

(市民の役割)

協働のまちづくりを推進するための市民と市との役割分担という視点から、市民が、担う役割について定めています。

- 1 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、自らできることを考え、積極的にまちづくりへ参加し、協力するよう努めます。
- 2 市民は、市民参加及び協働にあたっては、積極的に提案し、行動するよう心がけます。
- 3 市民は、市が発信するまちづくりに関する情報に関心をもち、積極的に情報を得るよう努めます。
- 4 市民は、自らが住む地域に関心をもち、お互いの立場を理解し、連携及び協力し、地域の活性化及び課題解決に向け自らの意思と判断で行動するよう努めます。

【解説】

- 1 協働のまちづくりを推進していくために、市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを明らかにし、一人ひとりがまちづくりの当事者として積極的にまちづくりに自ら進んで参加、協力していく姿勢を役割としています。
- 2 市民参加及び協働にあたっては、地域のまちづくりや市政に対し積極的に提案するとともに、まちづくりの主体として積極的に行動する姿勢を役割としています。
- 3 市民が、まちづくりにとって必要となる様々な情報に関心をもち、協働のまちづくりに向けた活動に必要な情報を主体的に収集する姿勢を役割としています。
- 4 市民同士が相手の立場を尊重しながら相互理解を深め、まちづくりの担い手として自治会や地域協議会などの地域活動に積極的に参加し、地域の活性化と様々な課題の解決に向けて主体的に行動し、住民自治を推進していく姿勢を役割としています。

第3章 市の役割

(市の役割)

協働のまちづくりを推進するための市民等と市の役割分担という視点から、市が担う役割について定めています。

- 1 市は、市民等が市政について自ら考え、参加することができるよう、市民等が必要とする情報を積極的にわかりやすく提供します。
- 2 市は、市民等に市政についてわかりやすく説明するとともに、市民からの質問等に対して誠意をもって対応します。
- 3 市は、市民等の意見等を聴くため、様々な市民参加の機会を積極的に設けながら、市民等の考え及び意見等を把握し、市政に反映するよう努めます。
- 4 市は、市民等に対し市民参加及び協働に関する啓発に努めます。

【解説】

1 市は、市民等が日頃から市政に関心もち、八代市をより良くするうえで、市政への市民参加を行うにあたり必要となる、市が保有する様々な情報をわかりやすく積極的に提供することを役割としています。

ここでいう情報とは、一定の手続を経て公開される情報（情報公開条例に基づき公開される情報）を指すものではなく、市民が市政について自ら考え参加できるために、市が当然に公表すべきとされる情報をいいます。

2 市は、市民等に対して、市政について説明するとともに、市民等からの問い合わせや必要とする求めに対して、誠意を持って対応することを役割としています。

市の職員は、説明等を行うに当たって、説明等を受ける市民等の立場に立ち、できるだけ分かりやすい説明等を行うよう、十分な配慮が求められます。

3 市は、協働のまちづくりを推進していくために、まちづくりへの市民参加の機会を積極的に設けるとともに、社会状況の変化に応じて市民等の意向や意見等を把握し、それを市政に反映するよう努めることを役割としています。

4 市が、市民等に対して、まちづくりになぜ市民参加と協働が必要なのか、その重要性や必要性について啓発に努めることを役割としています。このことにより、まちづくりの担い手である市民等の理解が深まり、より多くの市民等の市民参加と協働が進むものと考えます。

(市職員の意識及び参加推進)

協働のまちづくりを推進するために、市は職員の意識改革を行い、市職員にも地域のまちづくり活動へ参加する姿勢を求めています。

- 1 市は、協働のまちづくりを推進するため、職員に対して、協働のまちづくりについての認識を深めるための研修等を行うことで、職員一人ひとりの意識改革を図ります。
- 2 市職員は、協働のまちづくりを理解し、地域づくりの重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。

【解説】

- 1 市民参加や協働のまちづくりを推進していくためには、市職員の協働のまちづくりに係る意識改革の向上が求められます。
これからのまちづくりは、「公共的サービスの提供はすべて行政が担うもの」という意識で、行政が主導的に行うのではなく、市民等及び市の役割分担の中で協働のまちづくりの考え方に立って進める必要があります。定義や基本原則で定めた協働のまちづくりの認識を、研修などを通して、職員一人ひとりに浸透させて、職員の意識改革を行わなくてはなりません。
- 2 今後の地域づくりを推進していくためには、市職員も地域に戻れば一地域住民であるという考えのもと、市職員が地域づくりに関心をもち、地域づくりの必要性について理解を深め、地域活動に地域住民としての積極的に参加していくことを推進し、市民との信頼関係の構築に努めていきます。

第4章 協働の推進

市民参加と協働のまちづくりの推進に必要な方法等について定めています。

(情報の共有)

市民等が協働のまちづくりへの参加を推進するために重要な要素である、市民等と市との情報共有の推進について定めています。

- 1 市民等と市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集し、情報の共有に努めます。
- 2 市民等はお互いに、個々が持つまちづくりに関する情報に関心をもち共有することに努めます。

【解説】

- 1 協働のまちづくりを推進していくためには、協働の対等なパートナーである市民等と市がお互いに情報を共有することが重要になります。このため、市民等と市が相互に、まちづくりに関する情報を発信し、収集し、情報の共有化を図る必要があります。
- 2 市民等が保有するまちづくりに関する情報に、関心をもち市民同士で共有することによって、まちづくりに参加する市民等の興味や関心、意欲の喚起を図り、さらに協働のまちづくりを推進しようとするものです。

(市民参加の対象)

市民等が市政へ参加する対象範囲を具体的に定めています。

市は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参加の機会を設け、市民等と共に考えます。

- (1) 基本構想、基本的事項を定める計画及びそれらの実施計画の策定、変更又は廃止を行う場合
- (2) 次に掲げる条例の制定、改正又は廃止を行う場合
 - ア 市の基本的な方針を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例
- (3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の策定、変更又は廃止を行う場合
- (4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画の策定、変更又は廃止を行う場合

【解説】

市ではこれまでも、アンケートやパブリックコメントの実施、審議会の開催等の方法により市民参加を進めてきましたが、方針は示しているものの統一的な取り決めがないため、どのような施策を対象に、どのような方法で市民参加を求めるのか不明確でした。そのため、その方法等を定めることで明確にするものです。

(1) 総合計画や総合計画に位置付けられた個別計画、及びこれらに準ずる計画、市内の全域又は多くの市民を対象として将来の市のあり方・方向性を定める計画等のことをいい、その名称（計画、構想、プラン、方針、ビジョン、大綱等があります。）は問いません。このような計画等は、市政全般にかかわる重要な計画であり、将来的に市民生活や市政運営に大きく影響することから、市民参加の対象とします。

例として、総合計画、地域防災計画、地域福祉計画等があります。

(2)ーア 市政全般や個別行政分野における基本理念や基本方針を定める条例です。これらの条例に定める基本理念や基本方針は、市民等と市が共通認識を持つことが必要であることから、参加の対象としています。

例として、「環境基本条例」、「男女共同参画推進条例」等があり、「協働のまちづくり推進条例」もこういった条例の一つに含まれます。

(2)ーイ 広く市民等に適用され、市民等の権利義務に影響を及ぼすものをいいます。このような条例には、市民等の理解や協力が必要であることから参加の対象としています。

例として、「暴力団排除条例」、「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」、等があります。

(3) 上記に掲げるもの以外で、市民生活に及ぼす影響が大きく市民の関心が高いもの、市民等に労力や負担を求める等、市民等の理解と協力が必要であることから、参加の対象とします。

(4) 不特定多数の市民等が利用する、又は多くの市民等が影響を受ける公共施設をいいます。これらの公共施設は、市民生活に密着していることから、施設の設置等に関する計画等の策定や変更、廃止は、参加の対象としています。

(市民参加の方法)

市が、市民参加の対象となる事項に関し、市民参加によって意見等を求めるために実施する「市民参加の方法」について具体的に定めています。

市は、市民参加の対象となる事項について、次に掲げる市民参加のいずれかの方法を実施し、広く市民等に意見等を求め、市政に反映するよう努めます。

- (1) アンケート
- (2) パブリックコメント
- (3) ワークショップ
- (4) 説明会
- (5) 審議会等
- (6) その他市長が必要と認める方法

【解説】

市の執行機関は、対象施策の内容や性質に応じて、効果的な市民参加が得られるような方法を選択することになります。具体的には、適当と認められる方法の中から1つ以上の方法を選択し、市民参加の手続きを行うことになります。

- (1) アンケート調査は、政策等の立案、又は検証を行う際に実施し、市民等の意見や考えを把握するための方法です。
- (2) パブリックコメントは、市の基本的な政策等を決定する過程において、政策等の内容を案の段階で公表し、広く市民等から意見等を求め、寄せられた意見等を考慮して意志決定を行うとともに、意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。
- (3) ワークショップは、参加者が意見交換や共同作業を行いながら、特定の課題に関してグループ内の意見交換を行い、その結果をもとに参加者全体の意見として合意形成を図るための体験、実践型の参加形式による方法です。
- (4) 説明会は、市民等に対して市の政策等の概要等を直接説明し、質疑応答や意見交換により、市民等から広く様々な意見等を聴取するための対話の場をいいます。
- (5) 審議会等は、学識経験者等、専門的な知識や経験を有する者が話し合い、合意形成を図っていくものです。審議会等では、公募による市民を加え、市民等の意見等を聴く機会を設けることによって、市民等の意見等を反映した結論を導き出すことができます。

- (6) 「その他市長が必要と認める方法」は、市民参加の方法として定めた、上記以外の方法で、より効果的な方法がある場合は、その方法を用いることができることを定めたものです。

(市民参加の公表)

市民参加の実施について、適切な方法によって公表することを定めています。

市は、前条各号に掲げる方法により市民参加を実施する場合においては、適切な方法によりその実施に関する事項について公表します。

【解説】

市民参加の方法を実施する場合には、実施のやり方、政策等の趣旨及び目的、概要等を公表するとともに、実施後においては、どのような意見等が提出され、その意見等をどのように検討し、反映したか等、市民参加の方法を実施した結果を公表することが求められます。

(人材育成)

まちづくりを担う人材の育成について定めています。

市民等と市は、協働によるまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めます。

【解説】

市民等の多くが直面し、市としても懸念している課題として「人材」の不足があります。「役員になる人がいない。」、「コーディネーター的人材が不足している。」、「マネジメント（経営能力のある人材）が不足している。」などといった声が多く聞かれます。今後、様々な地域の活動や市民活動が活性化するためには、「人材の育成」が重要となります。

市民等と市が共に学び合い、共に育ち、積極的かつ継続的にまちづくりに取り組む人材の育成・活用に努めることを定めています。

第5章 地域自治の推進

地域自治の推進に必要な事項について定めています。本市では、協働のパートナーとして、特に地域自治組織の役割が大きいことから、位置付け等を定めています。

(地域自治の推進)

地域自治の推進について包括的に定めています。

- 1 地域自治とは、協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティにおいて、市民が自分自身で考え地域課題を解決したり、安心して暮らせる住みやすいまちをつくらうとする活動です。
- 2 市は、地域自治の重要性を認識し、尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うなど、協働のまちづくりを進めます。

【解説】

- 1 地域自治とは、地域コミュニティ（範囲として町内、区内、校区等のことです。）において、市民が地域課題（高齢者福祉、地域の安全・防災、自然環境の保全、地域の美化、伝統文化の継承等）を解決するために取り組んだり、安心なまち、住み易いまちなどといった地域のビジョンを実現しようとする自主的、自律的な活動（地域活動、まちづくり活動）であると定義しています。
- 2 地域自治の活動は、地域社会を支えていくだけではなく、協働によるまちづくりを担う活動として、市にとっても大きな意味をもちます。市はこうした地域自治の重要性を認識し、公共を担う活動として尊重することはもとより、地域自治の活動に対して適切な支援を講じることとしています。

(自治会 (町内会、区会等))

自治会の定義、住民の参加及び運営について定めています。

- 1 自治会とは、一定の地域に住む市民（以下「住民」という。）が、交流し互いに助け合いながら、自分たちの地域を住みよいまちにしていくために自主的に設置された基礎的な地域自治組織です。
- 2 市民等は、自治会の活動への理解を深め、その活動へ参加又は協力するよう努めます。
- 3 自治会は、住民一人ひとりが意見を言え、十分話し合い、お互いが理解したうえで活動を進めるよう心がける必要があります。

【解説】

- 1 自治会（八代市では「町内会」「区会」「地区」など地域によって呼称が異なる。）について定義しています。自治会は、一定の区域に住所を有する者が、地域で助け合うという「共助の精神」に基づき、住民により形成された最も基礎的な地縁（住む土地に基づいてできる縁）による団体です。自治会では、生活環境の維持及び改善、住民同士の親睦、防犯及び防災等の安全対策、伝統文化の継承など日常生活の中で発生する地域の様々な公共的課題を協力し合いながら解決する活動を行います。
- 2 市民等に対して、自治会の活動に参加することが望ましいと定めています。住民は自治会の果たす役割を認識し、「安心して暮らすために」「一緒に住みよい町にするために」という考えで、地域社会の一員として自主的に自治会に参加し、相互の扶助と交流を深めながら地域課題の解決に取り組むよう努めることが期待されます。
- 3 自治会の運営について定めています。自治会は、任意の住民団体ですが、現実的に住民の大多数が加入している地域の総合的な自治組織であることから、一定の公共的性格を備えています。そのため、会員誰もが意見を言え、意思決定に参加できるという民主的な運営を行うことが社会的に求められていると言えます。

(地域協議会)

地域協議会の定義と市民の参加について定めています。

- 1 地域協議会とは、地域の課題解決と個性を生かしたまちづくりに取り組むため、自治会をはじめ地域の各種団体などにより概ね小学校区を単位として自主的に設置された地域自治組織です。
- 2 市民等は、地域協議会の活動に対する理解を深め、その活動への積極的な参加又は協力に努めます。

【解説】

1 「地域協議会」について定義しています。安全、安心な豊かで住み良い地域をつくっていくためには、町内会だけでは解決できない課題に対して、広域的に活動し、地域の特性や個性を生かした地域づくりを進める必要があります。

また、将来どのような暮らし方をしたいか、そのためにどのようなまちをつくっていきたいかという地域が目指す将来像を市民が自ら描き、その実現に向けた計画を策定して、その実現に主体的に取り組むためにも、地域を包括した地域自治組織を中心にまちづくりを進めていく必要があります。この地域自治組織を「地域協議会」と呼びます。

八代市では、概ね小学校区単位を基礎に地域協議会の設立を促進し、平成26年4月に市内全域へ21の地域協議会が設立されました。地域協議会は、町内会、福祉推進協議会、体育協会、婦人会、老人会、民生委員・児童委員協議会、消防団、交通安全協会、小・中PTA、サークル活動等の団体で構成されています。

2 市民等は地域協議会の果たす役割を認識し、地域社会の一員として、その活動に積極的に参加し、相互の交流を深めながら協働するものと定めています。市民等は愛着のある地域のために、地域づくりの当事者として自主的に地域協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働で取り組むことが期待されます。

(地域協議会の役割)

協働のまちづくりを推進していくため、地域コミュニティの中核となる地域協議会の役割を定めています。

- 1 地域協議会は、地域住民相互の交流と支え合いを通して、良好な地域社会をつくりあげる活動に主体的に取り組めます。
- 2 地域協議会は、自治会などでは対応できない地域課題の解決に向けて取り組むとともに、地域活動を通して地域の活性化を進めます。
- 3 地域協議会は、自らの活動についての情報発信及び共有を図るとともに、地域住民の意見及びニーズの把握を行うなど、市民等がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。
- 4 地域協議会は、地域の課題を解決するため、市及びその他の組織と協働してまちづくりを推進します。
- 5 地域協議会は、市民等のふれあい、地域の特色を生かしたまちづくりの拠点として、コミュニティセンターを積極的に活用します。

【解説】

- 1 地域協議会は、地域のまちづくりの推進母体となる地域自治組織として、良好な地域社会をつくるため、地域住民の交流と支え合いを通して、住民自治や安全安心な地域社会の形成、生活環境の維持と改善、地域資源や文化の保護と伝承、交流と親睦、支え合い、青少年の育成、情報発信と情報共有等の活動に主体的に取り組むことを役割として定めています。
- 2 地域がかかえる様々な課題を解決し、住み良い地域社会を構築していくためには、地域の実情に精通している地域住民自らが地域課題を解決していこうとする姿勢をもち、行動することが重要になってきます。
こうしたことから、地域協議会が地域課題の解決に向けて取り組み、地域活動を通して地域の活性化を推進することを定めています。
- 3 地域協議会が地域課題を円滑に解決し、地域活動の輪をさらに広げていくためには、その活動内容を情報発信し地域住民と情報を共有し、市民等の理解を得ることが重要になります。
また、地域住民が日頃から感じている思いや意見を広く聞くような環境づくりを行うことで、住民の参加意識や関心が生まれ、地域一体となったまちづくりを進めることが期待できます。
- 4 地域協議会は、地域の課題解決のため、市やその他の組織と協働しながらまちづくりを推進することを定めています。

- 5 コミュニティセンターは、地域住民がふれあい、地域の特色を活かしたまちづくりに向けて活動する場であり、地域協議会の地域活動の拠点施設として積極的に活用することが望まれます。事務局機能、情報発信、市民交流や学習の場、各種活動団体の拠点などといった役割があり、地域協議会と市が協働して運営することも可能であり、一部管理業務委託もその手法の一つです。

(地域協議会等との協働)

地域協議会の活動に対して、市が行う役割について定めています。

- 1 市は、市民等の地域活動の輪を広げ、市民主体のまちづくりを推進するため、地域協議会の活動の周知啓発を行います。
- 2 市は、地域協議会の活動拠点となるコミュニティセンターの整備を推進します。
- 3 市は、地域協議会の活動を促進するための適切な支援を行います。

【解説】

- 1 市民の地域活動の輪を広げ、市民主体のまちづくりを推進するためには、地域協議会の活動の意義、目的及び重要性を市民に理解してもらう必要があります。このため、市は様々な機会を捉えて地域協議会が行う地域活動について、市民に対し周知、啓発を行うこととしています。
- 2 地域協議会が主体的に地域活動を行っていくためには、活動の拠点が重要な役割を果たすことから、市は地域活動の拠点施設の整備及び維持管理を推進していきます。
- 3 市は、地域協議会が主体的に行うまちづくり活動の推進と持続的に安定した活動を支援するため、地域協議会に対して人的、財政的支援等の適切な支援策を講じるとともに、連携・協力し協働のまちづくりを共に進めます。

(事業者の役割)

地域社会の一員である事業者の地域コミュニティにおける役割について定めています。

事業者は、地域コミュニティの一員として、地域社会と連携し、広く地域全体の利益となる活動に参加、協力し、地域コミュニティに貢献することが望まれます。

【解説】

事業者は地域における経済活動を通して、地域社会と密接な関わりがあるばかりではなく、地域社会の一員として地域コミュニティにおいても重要な役割があります。ここでは、事業者が地域コミュニティに参加、協力し、地域活動の支援を行い、地域社会への貢献に努めることが望まれています。

第6章 市民活動の推進

(市民活動団体の役割)

協働のまちづくりを推進していくためのパートナーである市民活動団体の役割を定めています。

- 1 広く社会全体の利益となる活動を自主的に行う社会貢献活動団体（以下「市民活動団体」という。）は、その特性と専門性を活かし、まちづくりを推進するよう努めます。
- 2 市民活動団体は、自らの活動が広く市民等に理解され、活動の輪が広がるよう、情報の発信に努めます。
- 3 市民活動団体は、まちづくりに取り組む他の組織及び市と連携、協力するよう努めます。

【解説】

- 1 市民活動とは、市民等が自主的に行う営利を目的としない公益性のある社会貢献活動です。こうした市民活動を行う団体は、迅速で機動力のある公共サービスを提供することができる等の特性があります。
また、活動のテーマも特化されていることから、専門性を高めやすいといった面もあります。その専門性や特性を活かして協働のまちづくりへの推進に努めることを役割としています。
- 2 市民活動団体が継続した活動を行い、自ら掲げる活動目的を円滑に達成していくためには、その活動が市民等に広く認識され理解されることが重要になります。また、市民等と連携・協力の輪を広げるためには、活動内容を情報提供していくことが必要です。こうしたことから、市民活動団体は、団体の活動内容の積極的な周知に努めることが望まれます。
- 3 市民活動団体が取り組む社会的課題は多様で多岐にわたります。市民活動団体がその活動を活性化させ、社会貢献性のある活動に取り組んでいくためには、まちづくりに携わる様々な主体との連携・協力が必要となります。特に地域コミュニティの活性化において、市民活動団体の創意工夫やノウハウを有効に活用することが望まれており、地域協議会等と協力・連携の中で地域の課題・問題に取り組むことが求められています。

(市民活動団体との協働)

市民活動を促進させるため、市民活動団体に対して市が行う支援について定めています。

- 1 市は、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民活動団体の活動を市民等に周知します。
- 2 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対する適切な支援を行います。

【解説】

- 1 市民活動団体が社会的課題の解決に取り組むためには、市民活動に関する情報はじめとする様々なまちづくりに関する情報が必要になります。また、市民活動の輪を広げていくためには、市民活動団体の活動を市民等に理解してもらうことが重要になります。
- 2 市は、市民活動の推進を図るため、市民活動団体に対する相談及び財政的支援等の適切な支援策を講じるとともに、連携・協力し協働のまちづくりを共に進めます。

第7章 雑則

(条例の見直し)

条例の見直しについて定めています。

市長は、必要に応じて条例を見直すものとします。

【解説】

市はこれからの協働のまちづくりをより実効性のあるものとしていくため、常に社会情勢及び市の現状等との適合性を考え、必要に応じて市民等の意見等を聴きその意見等を踏まえながら、条例の見直しを行うことを定めています。

(委任)

条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

条例で定めるもの以外で条例の施行に関して必要な事項は、別に定めることとしています。

資料編

(1) 平成28年度の八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の活動内容

第1回会議（平成28年8月29日（月）19:00～21:00）麦島公民館

[委員出席：18名/23名]

○委嘱状の交付

- ・学識者1名、指名委員18名、公募委員4名、合計23名

○基礎講座：協働の推進に関する条例とは？

- ・講師：熊本県立大学 総合管理学部 准教授 澤田道夫氏

○協働の推進に関する条例についての提言書の説明

第2回会議（平成28年9月24日（土）15:00～17:00）代陽公民館

[委員出席：19名/23名]

○条例の「構成」の検討

- ・協議を進めて行く上での、条例の「仮の枠組み」として提案、決定した。

○条例の「前文（案）」に関するワークショップ

テーマ「八代市ってどんなまち？」

協議結果：・自然や歴史や文化が非常に豊かなまち

- ・高速及び鉄道など、地理的に交通アクセスに優れているまち
- ・人柄が良く、人と人の繋がりを大切にする人が多いまち
- ・積極性に欠ける、内向的、保守的

第3回会議（平成28年11月2日（水）19:00～21:00）代陽公民館

[委員出席：16名/23名]

○条例の「前文（案）」の検討

内 容：前回ワークショップの意見及び八代市協働の推進に関する条例についての提言書から、盛り込む事項と要素をまとめ、事務局案を提案した。

意見等：・前文の重要な部分となる「協働の重要性」や「制定の意義等」がしっかりと伝わるよう「市の歴史や現状」は簡素化して良い。

- ・前文に課題を表現しても良いのではないか。

○条例の「市民への啓発方法（市民フォーラム等）」に関するワークショップ

テーマ「市民フォーラムとタウンミーティングを企画してみよう！」

内 容：実施方法や内容等を検討及び企画して頂いた。

意見等：条例を多くの市民に知ってもらうため、著名人を講師に多数の参加者を得る内容を検討するとともに、広報周知方法として地域協議会との連携が必要である。

第4回会議（平成28年12月21日（水）19:00～21:00）代陽公民館

[委員出席：16名/23名]

○条例の「前文（案）」の再提案と検討

意見等：言葉の言い回し、文章の接続等の推敲が必要。

○条例「骨子（案）」の検討

内 容：条例全体の構成や骨子に盛り込む項目・内容の一部を提案し、意見を頂いた。

- ・第1章 総則（目的、定義、基本原則）
- ・第2章 市民の役割（市民の役割）
- ・第4章 協働の推進（情報の共有、市民参加の対象、市民参加の方法、市民参加の公表、人材育成）

意 見：盛り込む内容が義務なのか、努力義務なのか、文末表現の検討が必要。

第5回会議（平成29年2月1日（水）19:00～21:00）代陽公民館

[委員出席：17名/23名]

○条例の「前文（案）」の再提案と検討

意見等：まちづくりへの関心の有無は、まちづくりに携わる立場次第で様々であり、一概に「低下」や「希薄化」という表現でまとめられない。

○条例「骨子（案）」の検討

内 容：骨子に盛り込む項目・内容の一部を提案し、意見を頂いた。

- ・第3章 市の役割（市の役割、市職員の意識及び参加促進）
- ・第5章 地域自治の推進（地域自治の推進、自治会、地域協議会、地域協議会の役割、地域協議会への支援、事業者の役割）
- ・第6章 市民活動の推進（市民活動団体の役割、市民活動団体への支援）

意見等：骨子案の内容や意味は全体的に当たり前のことであり、不都合は感じないが、条例を見た市民が直ぐに理解できるような平易な表現が良い。

第6回会議（平成29年3月22日（水）19:00～21:00）代陽公民館

[委員出席：12名/23名]

○条例の「前文（案）」の再提案と検討

意見等：地域コミュニティの果たす機能が衰退してきた原因を、段階的に明確に表現した方が、理解しやすい。

○条例「骨子（案）」の検討

内 容：骨子に盛り込む項目・内容の一部（第7章 雑則）と前回までの委員意見による全体の修正案を提案した。

意見等：全体的に分かり易い平易な文章に変更されていたので、内容の理解が出来るようになった。

第7回会議（平成29年5月20日（土）15:00～16:30）代陽コミュニティセンター

[委員出席：12名/23名]

○平成29年度のスケジュールと内容について

○条例の「前文（案）」の再提案と最終確認

意見等：協議と修正を重ね、現在の形、内容になっているので、言葉づかい等について専門的な見地から最終的な確認を行った方が良い。

○条例の「骨子（案）」の再提案と最終確認

内 容：前回の委員意見による全体の修正案を提案した。

意見等：基本原則の内容にある、協働のまちづくりの基本的な考え方について、依存を否定した上での自立という表現になると、自立の先にあるお互いの協力関係までも否定してしまうことになるので、再検討が必要。

(2) 八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会委員名簿

No.	役職	氏名	フリガナ	備考
1	会長	澤田 道夫	サワダ ミチオ	熊本県立大学
2	副会長	山本 八重子	ヤマモト ヤエコ	退職校長会
3		吉井 一利	ヨシイ カズトシ	八代市地域協議会連絡会議 (千丁校区まちづくり協議会)
4		村上 あつ子	ムラカミ アツコ	八代市地域協議会連絡会議 (明日の希望を創るまちづくり太田郷協議会)
5		松坂 優里	マツサカ ユウリ	NPO法人八代体育協会
6		今田 史昭	イマダ フミアキ	八代市PTA連絡協議会
7		坂田 智子	サカタ トモコ	八代市ボランティア連絡協議会
8		橋本 貴喜	ハシモト タカヨシ	八代青年会議所
9		宮崎 靖也	ミヤザキ ヤスヤ	八代青年会議所
10		古閑 啓子	コガ ケイコ	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク
11		中島 晃	ナカジマ アキラ	八代市環境パートナーシップ会議
12		加来 正臣	カク マサオミ	八代市青年農業者クラブ連絡協議会
13		櫻井 力助	サクライ リキスケ	まちなか活性化協議会
14		有馬 圭一郎	アリマ ケイイチロウ	八代経済開発同友会
15		山田 由紀子	ヤマダ ユキコ	(株)エフエムやつしる
16		福本 隆次	フクモト リュウジ	テレビやつしる(株)
17		青井 北斗	アオイ ホクト	熊本高等専門学校 八代キャンパス
18		藤芳 真里子	フジヨシ マリコ	熊本高等専門学校 八代キャンパス
19		永吉 千恵	ナガヨシ チエ	中九州短期大学
20		徳田 司	トクダ ツカサ	鏡まちづくり協議会
21		賀久 小夜子	カク サヨコ	龍峯校区まちづくり協議会
22		小早川 良宏	コバヤカワ ヨシヒロ	八代市役所(非常勤職員)
23		尾方 彰	オガタ アキラ	八代市役所(非常勤職員)

(3) 八代市協働の推進に関する条例制定庁内プロジェクトチーム委員名簿

平成 28 年度

	氏 名	部	課 名	役 職
会 長	一村 勲	経済文化交流部	文化振興課	主幹兼課長補佐
副会長	沖田 丈房	企画振興部	鏡 支 所 地域振興課	課長補佐兼総務振興係長
委 員	福田 裕之	総 務 部	文書統計課	副主幹兼文書法規係長
〃	山本 浩司	財 務 部	契約検査課	副主幹兼契約係長
〃	上角 愛美子	市民環境部	人権政策課	副主幹兼男女共同参画推進室長
〃	田中 かおり	健康福祉部	障がい者支援課	課長補佐
〃	田島 功一郎	農林水産部	農林水産政策課	課長補佐
〃	南 浩一	建 設 部	下水道建設課	課長補佐兼水処理センター場長
〃	高崎 博文	教 育 部	学校教育課	課長補佐
〃	梅野 展文	議会事務局		次長補佐兼総務係長

平成 29 年度

	氏 名	部	課 名	役 職
会 長	上野 信	経済文化交流部	文化振興課	主幹兼課長補佐
副会長	沖田 丈房	企画振興部	鏡 支 所 地域振興課	主幹兼課長補佐
委 員	高崎 博文	総 務 部	人 事 課	課長補佐
〃	福田 裕之	総 務 部	文書統計課	副主幹兼文書法規係長

委員	橋口 伸一	企画振興部	企画政策課	副主幹兼行政改革係長
〃	山本 浩司	財 務 部	契約検査課	副主幹兼契約係長
〃	押方 佐地子	市民環境部	人権政策課	男女共同参画推進室長
〃	澤村 成浩	健康福祉部	障がい者支援課	課長補佐
〃	田島 功一郎	農林水産部	農林水産政策課	課長補佐
〃	南 浩一	建 設 部	下水道建設課	課長補佐兼水処理センター場長
〃	上角 愛美子	教 育 部	学校教育課	課長補佐
〃	梅野 展文	議会事務局		主幹兼総務係長